

保護者の皆様へ

令和7年4月からの保育所等入所（新規・継続）のご案内

保育所等の申込みにあたって必要な書類は、各家庭の状況によって異なります。お手順ですが、以下の内容を確認のうえ、書類の提出をお願いいたします。

(1) 保育所を利用できる人

0歳児から小学校入学前の、保護者や家族が仕事や病気などにより家庭で保育ができないお子さんが対象となります。

保護者の状況		保育時間の認定	入所できる期間
① 就労	会社自宅を問わず月48時間以上就労している場合	就労時間による	就学前まで
② 妊娠・出産	妊娠中であるか、出産後間もない場合	標準時間	妊娠中、出産後おおむね3か月間
③ 疾病・障害	病気や障害がある場合	申請内容による	療育を必要としなくなるまで
④ 介護・看護	病人や障害者を看護・介護している場合	申請内容による	介護を必要としなくなるまで
⑤ 災害復旧	災害などの復旧にあたってしている場合	標準時間	必要な期間
⑥ 求職活動	求職活動を継続的に行っている場合	短時間	90日間
⑦ 就学	学校又は職業訓練校に在学している場合	就学時間による	必要な期間
⑧ 虐待・DV	虐待やDVのおそれがある場合	標準時間	必要な期間
⑨ 育児休業中	・子どもの発育上特に継続利用が必要であると認める場合。 ・すでに保育所に入所していて、保護者が育児休業に入った場合（施設に受入の余裕がある場合に限る。）	短時間	必要な期間
⑩ その他	上記に類する状態にある場合	申請内容による	必要な期間

(2) 保育時間

保育所等に預ける時間は、保護者の就労形態などにより、次の2つの利用区分となります。また、保育所等により時間が異なりますので、町外の保育所等の利用を希望される場合はご注意ください。

鋸南保育所の場合 ※家庭の状況等により、必ずしも最長時間のお預かりとなるものではありません。

- ・ **保育短時間利用** [就労時間等：月48時間以上の世帯]
月～土曜日の 午前8時～午後4時（最長8時間）
- ・ **保育標準時間利用** [就労時間等：月120時間以上の世帯]
月～土曜日の 午前7時30分～午後6時30分（最長11時間）

(3) 保育料について

保育料は、令和7年4月1日時点でのお子さんの年齢と、保護者の令和6年度（9月から令和7年度）市区町村民税額により決定します。

保育料の納付については原則口座振替での納付をお願いしています。金融機関にて入所日の3週間前を目安に手続きを行ってください。

3～5歳児クラスのお子さんの保育料は無料ですが、日本スポーツ振興センター災害共済掛金等、別途かかる費用については随時施設よりお知らせいたします。

(4) 令和7年度クラス年齢表

クラスは、入所する時点の年齢ではなく、下記の年齢区分により編成されます。

クラス	生年月日
5歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日
4歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日
3歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日
2歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日
1歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日
0歳児	令和6年4月2日～

(5) 継続入所の申込みについて

入所当初に就学前までの入所承諾が通知された場合でも、年度の切り替え時は、再度申込みが必要となります。

(6) 令和7年4月1日からの入所の申し込み（継続・年度途中入所を含む）

下記日程において入所申請の受付を行います。緊急の場合は教育委員会（TEL：55-2120）へご相談ください。原則、各月1日からの入所になります。

《町内保育施設等入所申請受付日程》

入所を希望する月日	令和7年4月1日	令和7年5月から 令和8年3月まで
受付期間	<u>令和7年1月24日</u>	随時 ※入所希望月の前月15日が 申請締切です。
申込書類 設置場所	鋸南町教育委員会、鋸南保育所、すこやか、税務住民課	
申込先	鋸南町教育委員会 受付時間：平日 午前8時30分～午後5時15分	

(7) 申込み時の必要書類について

① 必要書類 (3・4については該当者のみ提出が必要な書類になります)

1	子どものための教育・保育給付認定申請書(兼現況届)(兼教育・保育施設等利用申込書)	押印(シャチタ以外)を忘れずをお願いします。
2	保育の必要性を証明する書類 きょうだいで入所申込をされる場合、世帯で1通の提出で構いません。	保護者の状況により提出が必要な書類が変わります。 ※下記の表でご確認ください。
3	健康状況調査票 ※0歳児については、母子手帳の写しを添付願います。	新規入所申込の方のみ、提出が必要になります。 ※お子さんの年齢や状態によって、母子手帳の写しや診断書等の追加提出が必要な場合があります。
4	市町村民税課税証明書 (市町村民税所得割額がわかるもの) 必要な方は教育委員会よりご連絡させていただきます。	単身赴任等で鋸南町に住所がない方。または、令和6年1月2日以降に鋸南町に転入された方で、市区町村民税の情報が前住所地に情報照会できなかった方。

② 保育の必要性を証明する書類

状況	提出書類	備考
就労(内定含) 育児休業中	就労証明書	必ず雇用主に記載していただけてください。
求職	就労状況申告書	入所後、90日以内に就労証明書の提出が必要です。
自営業等 (農業・漁業等)		就労内容の記載があるもの。
妊娠・出産	母子手帳の写し	出産予定児童のもの。
看護・介護	看護・介護を受ける方の診断書 介護保険証の写し	診断書は、看護・介護が必要である旨の記載があるもの。
その他	教育委員会へご相談ください。	

※家庭の状況により、上記には記載のない書類の提出を求めることがあります。

(8) 令和7年4月1日入所申込の選考結果について

受付期間終了後、鋸南町教育委員会にて利用調整を行い、2月下旬までに申込者へ通知します。

(9) 鋸南町以外の保育所・認定こども園等の申込みを希望される場合

申込期限や必要書類については、希望保育所等のある市町村の定めるとおりとなりますので、事前に鋸南町教育委員会にご相談ください。

〒299-1908
千葉県安房郡鋸南町吉浜516
鋸南町教育委員会 教育課
TEL 0470-55-2120